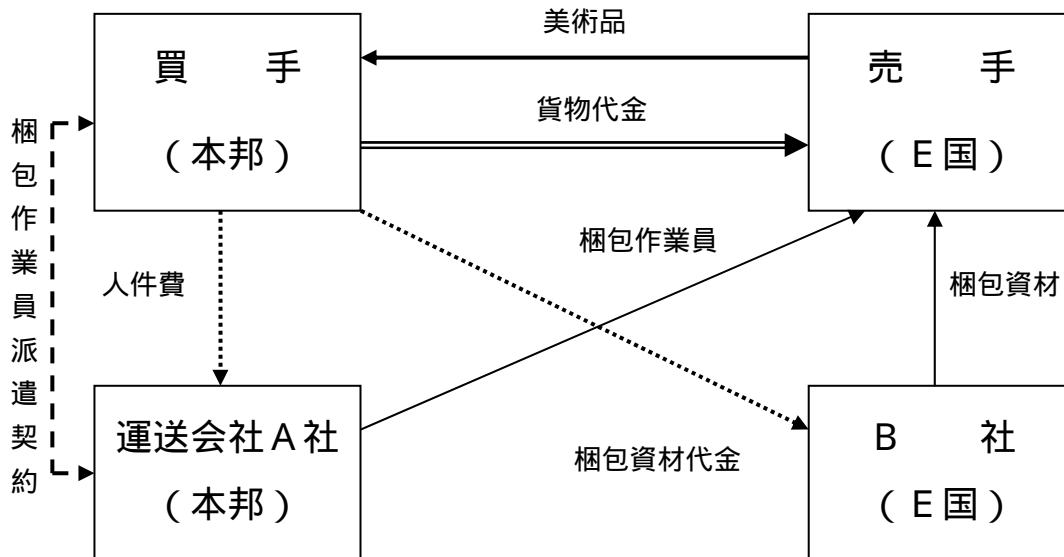


### 1. 輸出国における輸入貨物の梱包に要する費用



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から美術品を購入（輸入）します。

その美術品の本邦への運送に際して特別な梱包が必要となるため、当社は、売手との売買契約とは別に、本邦所在の運送会社であるA社と梱包作業のための作業員をA社から輸出国に派遣する契約を締結し、輸出国での梱包作業に係る人件費をA社に支払います。

また、美術品の梱包に使用する資材は、当社が輸出国所在のB社から購入しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払う梱包作業に係る人件費及びB社に支払う梱包資材の費用は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において貴社がA社に支払う梱包作業に係る人件費及びB社に支払う梱包資材の費用は、「輸入貨物の包装に要する費用」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

輸入取引に関し買手により負担される「輸入貨物の包装に要する費用」は、輸入貨物の現実支払価格に加算することとされており、「包装に要する費用」には、材料費のほか、人件費その他の費用を含みます。

上記取引では、貴社（買手）が輸入貨物の梱包作業に係る人件費及び梱包資材の費用を負担していることから、これらの費用を「輸入貨物の包装に要する費用」に含めて、課税価格を計算することとなります。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項第2号八

関税定率法基本通達4-11

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)